

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く)
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局長 堀 本 厚

新学期における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)

各学校及び各市町村教育委員会におかれては、新型コロナウイルスの感染防止対策に御尽力をいただき、心から感謝を申し上げます。

さて、道内の新規感染者数は、高止まりの傾向にあり、引き続き、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校の教育活動を継続し、子ども一人一人の学びを保障していくことが重要です。

各学校においては、新学期を迎え、新型コロナウイルス感染症対策が、これまでの各家庭を中心としたものから、各学校での対策も含めた対応に移行することを踏まえ、感染症対策に万全を期すため、改めて、次の取組について徹底を図る必要があります。

つきましては、本趣旨をご理解の上、各道立学校及び各市町村教育委員会におかれては、地域の感染状況等を的確に把握しながら、感染症対策の実効性の確保を図るようお願いいたします。また、教育局においては、全道の感染状況や他校での感染予防の好事例について情報提供を行うなど、各学校及び各市町村教育委員会の取組を積極的に支援願います。

記

1. 感染症対策については、教職員の異動や新入生を迎える時期にあることから、令和4年4月に改訂された衛生管理マニュアルに基づき、校内で改めて確認すること。
2. 臨時休業については、国のガイドライン及び「学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた臨時休業等の取扱いについて」(令和4年(2022年)3月25日付け教健体第2312号通知)に基づき、学校としての対応を迅速に行うとともに、感染状況に応じ適切な措置を講じること。
3. 部活動については、活動(時間、人数、場所、内容)を厳選して、感染症対策を徹底の上、実施することとし、これによりがたい場合は休止すること。密集する活動や接触したりする場面が多い活動など、感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い活動は行わないこと。また、学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を行わないこと。
4. 大会への参加については、校長判断のもと行い、主催者等の感染対策を厳守すること。なお、大会への参加に当たっては、特に次の事項を厳守すること。
 - ・大会参加の2週間前から「さあチェック」等を活用し、健康観察の徹底を図ること。
 - ・参加者は、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合は、自宅で休養するとともに、単なる風邪と判断することなく、必ず医療機関や保健所等に相談すること。
 - ・競技をしている場面以外でのマスク着用を徹底すること。
5. いじめや差別、偏見等の防止については、感染症に関する適切な知識を基に発達段階に応じた指導を行うなど、感染者等に対するいじめや差別、偏見等につながる行為が生じないように十分に指導すること。
6. 別添「保護者の皆様へ(2022.4.6 Ver.12)」を保護者に配付し、家庭と連携して、感染症対策の徹底を図ること。

(健康・体育課
高校教育課
義務教育課
特別支援教育課
生徒指導・学校安全課)